

会 議 録

会議の名称		令和4年度第5回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時		令和5年3月24日(金) 開会:午後1時30分 閉会:午後2時35分		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局(担当課)		健幸福祉部 健幸長寿課		
出席者	委員	城賀本会長、星野会長代理、高橋委員、宇野委員、柏崎委員、 岩佐委員、坂本委員、宮原委員、吉沼委員、堀込委員、本台委員、 齋藤委員 計 12名		
	その他	守谷市北部地域包括支援センター 吉澤管理者、吉田主任介護支援 専門員、 計 2名 守谷市南部地域包括支援センター 石塚管理者、工藤主任介護支援 専門員、木村保健師 計 3名		
	事務局	小林健幸福祉部次長兼健幸長寿課長兼介護福祉課長、市村健幸長 寿課長補佐、宮下係長、安藤係長、山崎係長、 計 5名		
公開・非公開 の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 報告事項 (1) 令和4年度(令和3年度分)守谷市地域包括支援センター事業 評価について 4 協議事項 (1) 令和5年度守谷市地域包括支援センター運営方針(案) 5 その他 (1) 守谷市における高齢者虐待の状況について 6 閉会		

確定年月日	会議録署名
令和5年4月7日	城賀本 満登

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 令和4年度守谷市地域包括支援センター事業評価について

令和4年度(令和3年度分)守谷市地域包括支援センター事業評価について全国の集計結果が公表されたため、事務局から内容について説明し、ご意見をいただきました。

【主な意見等】

委 員：これはどなたが調査をしたものですか。資料のほかに複雑な基本調査票はあるのですか。調査結果に外部の意見は入っていないのですか。

事務局：国の評価指標に基づいた全国統一の調査であり、調査項目は70項目ほどになります。外部の意見は入っておりません。この評価を毎年繰り返すことで、善し悪しでなくセンターの質の向上・機能の強化につなげていくことを目的として行っております。

会 長：「まちづくり協議会に参加し、地域の声が聴けるようになったが、高齢者ニーズや社会資源について協議までは至っていない」とありますが、何か公式な協議会のようなものがあるのですか。

事務局：まちづくり協議会は、地域に存在する様々な団体や住民等で構成された組織で、センターも各圏域の協議会やイベント等には参加しておりますが、協議会自体がまだ始動したばかりで、高齢者ニーズや社会資源について協議を行うまでには至らないため、このような回答になっております。

4 協議事項

(1) 令和5年度守谷市地域包括支援センター運営方針(案)

令和5年度の守谷市地域包括支援センター運営方針(案)について事務局から説明し、ご意見をいただいた。

【主な意見等】

委 員：基本的には第8期計画に基づいたものであるため今年度と同じだと思いますが、今年度と比べて何か変わった点がありますか。

事務局：令和5年度は、地域包括支援センターの認知度の向上のための周知活動と認知症施策として認知症地域支援推進員の活動が少しずつ広がってきております

ので、この活動に力を入れていきたいと思います。

会 長： 地域包括支援センターの認知度というのは、今センターの皆さんが外に出ていろいろ活動されていると思いますが、手ごたえはありますか。大分周囲に認識されてきたという印象ですか。

北 部： 一度奥様の件で相談に入ったご家庭で、包括の職員だと認識してもらった後で、一緒に住むご主人の件でご相談をいただいた時に、以前相談に入ったことを覚えていてくれて、拒否の強いご家庭だったのですが、スムーズに話が進んだということがありました。

南 部： 南部では、民生委員の方や地域や県を跨いだ電話による相談が、ここ数年増えてきています。地域を回らせて頂いたり、気になる方の所へ足を運んだりということとで徐々に、あとは県外からのやり取りがどこかで繋がって少しずつ認知されてきているのだと思います。

事務局： アウトリーチ型の訪問等で高齢者の認知度は上がっていると思いますが、若い方の認知という点では弱いと思いますので、広報やホームページなどで周知の強化を図っていききたいと思います。

5 その他

(1) 守谷市における高齢者虐待の状況について

守谷市における高齢者虐待の状況について、事務局から概要と事例の説明、包括から対応時に苦慮した点等の説明を行った。

【主な意見等】

委 員： 高齢者虐待の実績ですが、通報数についてどれくらい把握しているのでしょうか。

事務局： 高齢者虐待の通報数及び認定数は毎年国に報告しております。また独自に案件ごとに帳票を作成してどのように支援をしていくべき状況なのか検証しています。

委 員： 実績を見ると警察署からの通報数と虐待の認定数について違いがあるように見受けられるのですが、いかがでしょうか。

事務局： 高齢者虐待で一番大事なのが、養護関係にあるか否かというところです。養護者が養護される高齢者を殴ってしまったといった場合は、養護関係が認められるので高齢者虐待となるのですが、警察の通報というのは、そういったパワーバランスは関係ないので、例えば養護される認知症の妻が養護者の夫を殴ってしまった場合においても妻が夫に対して虐待をしたという形で市に報告がまいります。そういった時にどちらのパワーバランスが優位か、事実確認をして認定を行っています。

会 長： 高齢者虐待というのは、養護する人が養護される人に虐待を行った場合にしか

認定されないということですか。

事務局：一概には言えません。事実確認が重要になるので、そういった場合は必ず市と包括で協議を行って、不明点があれば調査を行ったりします。

(2) 地域ケア個別会議 実施後の追跡結果について

前回、委員から質問があった地域ケア個別会議の実施後の追跡結果について事務局が報告をし、了承をいただいた。

次回の会議日程等について

令和5年5月25日（木）午後1時30分から開催予定。令和5年度は年4回の開催とし、2回目以降は後日お知らせする。

6 閉会